８監総第２２２号
令和８年６月１２日

（略）

東京都監査委員　保　坂　まさひろ
同　中　村　ひろし
同　茂　垣　之　雄
同　後　藤　靖　子
同　小　粥　純　子

令和８年５月２１日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第２４２条第５項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求は、東京都が管理する日比谷公園周辺の都道隣接植樹帯において、長期間にわたり多数の物件が放置されているにもかかわらず、都がこれを認知しながら、必要な管理措置を講じていないことは、財産の管理を怠る事実に該当するものとして、監査及び必要な措置を求める主張と解される。

法第２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、これらを証する書面を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補塡の措置等を請求できるものである。請求書には、事実を証する書面を添付しなければならないとされているが、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにあると解される。

この点、本件請求について確認したところ、請求書には事実を証する書面が添付されていなかった。このため、請求人に対し当該書面を提出するよう依頼したが、指定した期日までに提出はなかった。

よって、本件請求は、法第２４２条に定める住民監査請求として不適法である。